平成２５年（フ）第９号
宮崎県都城市久保原町17街区13号
債務者　坂下賀津夫
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１号
鹿児島県薩摩川内市隈之城町1428番地２
債務者　松下　久子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６号
鹿児島県薩摩川内市山之口町4514番地１　センチュリー21―202、前住所鹿児島県薩摩川内市山之口町4867番地２
債務者　上城　美幸
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
京都市南区上鳥羽山ノ本町52番地９
債務者　星野　　孝（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
兵庫県朝来市和田山町秋葉台１番地50
債務者　安田　榮子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第９号
兵庫県豊岡市日高町奈佐路690番地
債務者　西田　千晶
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１号
広島県江田島市沖美町三吉2662番地
債務者　上野　友裕
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第３６８号
徳島県吉野川市山川町翁喜台213番地12
債務者　坂野　昌昭
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３号
徳島県徳島市国府町府中509番地の１
債務者　中須　　勝
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６１号
福井市市ノ瀬町第21号12番地
債務者　上口　智広
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
福井市運動公園２丁目1301番地　社団地簡二19号
債務者　櫻井　誠司
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
福井市豊島１丁目４番８号　ゴールデンパーク豊島113
債務者　髙山　武一
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
福井市加茂河原町第21号28番地７
債務者　石川　貴章
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６８４号
大阪府枚方市香里ヶ丘１丁目21番地の１Ｅ13―204
債務者　小原　順弘
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８３８号
大阪府八尾市太田３丁目10番地の22
債務者　小笹　圭吾
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６２号
大阪府吹田市岸部中３丁目３番３号
債務者　田中　昌子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６９号
大阪市生野区田島４丁目５番25号
債務者　加藤真由美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９９号
大阪府豊中市上新田４丁目17番７号
債務者　ローズタイム珈琲こと　堀江さち子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部